

## 平成 31 年度 学校業務改善アドバイザー派遣事業 実施要領

### 1. 趣旨

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の実態が明らかになっており、これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育へ転換し、様々な課題に対応できる「次世代の学校」を実現するため、教師が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境づくりが求められている。

このため、学校における業務改善に向けた取組を進める教育委員会に対して、学校業務改善アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として委嘱した学校マネジメントの有識者や学校における業務改善の先進的自治体の職員等関係者等を派遣することにより、継続的かつきめ細かな助言・支援等を実施し、当該取組内容及びその成果を全国的に普及することにより、質の高い学校教育現場の実現に資することとする。

### 2. 実施内容等

#### (1) 実施内容

アドバイザーを文部科学省が派遣する。アドバイザーが支援する取組は、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号）の内容に係るものとする。

#### (2) アドバイザーの派遣

- ① アドバイザーの派遣回数は、働き方改革について継続的に検討できるよう年間4回程度（1回あたり3時間を基準）とする。ただし、回数については、4回を下回っても可能とする。
- ② 様々な分野の業務改善を図るために、複数の学校業務改善アドバイザーの派遣を希望する場合も可能とする。

#### (3) 事業費

文部科学省は、提出のあった事業計画書の内容を検討した上で、アドバイザーの派遣の可否を決定し、派遣に要する助言謝金及び旅費を負担する。派遣者については、各教育委員会の希望を勘案して文部科学省で決定する。謝金及び旅費の金額は、文部科学省の規定による。

### 3. 募集対象

本件の募集対象は、各教育委員会（各都道府県、政令指定都市及び各市区町村）とする。

### 4. 実施期間

本件の実施期間は、実施決定日から平成 32 年 3 月 16 日までとする。

## 5. 事業計画書の提出方法等

### (1) 提出様式、申請方法等

事業計画書（別紙様式1）は、電子メールにて提出することとする。

### (2) 提出期限

平成31年5月20日（月）

## 6. 派遣毎の報告書の提出について

アドバイザー派遣の実施に係る報告書（別紙様式2）を作成し、当該派遣のあった日から10日が経過する日までに提出するものとする。

## 7. 事業完了の報告等

(1) 事業の完了、廃止、解除又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、事業完了（廃止等）報告書等を作成し、終了した日から10日を経過した日、又は平成32年3月16日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出するものとする。事業完了（廃止等）報告書は、委託要項で定める事業完了（廃止等）報告書（別紙様式3）によるものとする（紙媒体1部及び電子媒体）。

(2) 本研究の内容は、その一部又は全部を文部科学省のホームページにて公表することを予定している。

### (3) 派遣事業終了に対する完了報告

本事業完了時の報告については、次の点を明確にするものとする。

① 教職員の勤務実態や業務改善の状況等に対するフォローアップの実施状況

② 取組のフォローアップ結果を踏まえた改善の方向性と、その波及に向けた実施状況

## 8. その他

(1) 平成31年度 学校現場における業務改善加速事業（実践研究）の委託先においては、アドバイザーの派遣を行うことはできるが、その際の所要経費は委託費から支出すること。

### (2) 当該事業に係る問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局財務課校務調整係

TEL 03-5253-4111（代表）（内線3704）

FAX 03-6734-3727

E-mail [ko-mu@mext.go.jp](mailto:ko-mu@mext.go.jp)